

回覧

【自治会アンケートのお願い】

B地区藤沢自治会 会長

～自治会役員への報酬支給について～

平素より、自治会活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、自治会では、役員の職務に対して報酬を支給するかどうかについて検討を進めております。
当自治会では、17街区の街区担当員を輪番制でお願いしており、その担当員の方々に役員を互選して、進めてきましたが、高齢化に伴い、役員が出来ないので脱会する方も増えてきました。そこで、「できる人が、できる事を、できる時に」をスローガンとして、役員をできる人を、全会員から募集し、また、街区担当員に当たった方には、出来れば役員もお願いいたしますとして、ここ数年自治会を維持させている状況です。報酬というほどの金額は支給できませんが、市からの補助金として年間約10万円ほどが収入としてあります。この金額を支給に充てたいと考えております。

規約では、役員活動費として、交通費・通信費等の請求が出来るようになっておりますが、通信費に関しては、電話等請求が困難なものもあり、手間がかかるので、役員の皆さんは殆ど請求されません、

役員は、地域の安全や環境整備、行事運営など多岐にわたる業務を担っており、その負担の大きさや責任の重さを踏まえ、報酬支給の是非について、皆さまのご意見を伺いたく存じます。

つきましては、アンケート用紙に回答をいただきたいと思います。
裏面には、自由意見を書き添えていただければ有難いです。

【参考】自治会役員の手当支給について

いろいろ調べていると自治会役員に手当をつけている自治会もあります。

全国的には、60%ぐらいの自治会が支給している様子。

支給金額は、幅広く、数十万から、数千円となっています。

自治会・町内会のとびら

<https://chonaikai-tobira.jp/yakuin-hoshu/>

藤沢市の市民自治推進課に市内各自治会の状況を把握しているか問い合わせしてみたが、情報はないという事でした。

湘南大庭地区各自治会の役員手当の支給について

湘南大庭の地域担当に、他の自治会の様子を伺ったところ。下記のような情報を得ました。

自治会名	会長	副会長	その他役員等	備考
小ヶ谷	2万円		4000円＋お土産	規約なし
Eブロック	3000円			規約あり
笹山	8000円	5000円	3000円	規約あり
湘南西部	1万円	7000円	5000円	総会予算で決定
ささら	金額不明			通信費を年末に

【アンケート回答】(_____ 組)

いずれかの枠内に○を書いてください(1世帯1票でお願いします)

自治会役員に対して、手当てを支給することに賛成ですか

賛成

反対

不明

賛成の場合、支給方法として、適切なのを、選んでください

年間一括

活動実績に応じて

その他

支給金額等自由記載（裏面にも記載可能です）